

ほごしや みなさま 保護者の皆様へ

れいわ ねん がつ まつどし ほんかくてき こうそう かかわ ひとりにちだい
令和3年4月より、松戸市でも本格的にGIGAスクール構想に係る1人1台
タブレットPCの活用がスタートしました。

このタブレットPCは、まつどし じどうせいと たいよ
松戸市から児童生徒へ貸与するもので、市外への転出時
や、そつぎょう じ へんきゃく
卒業時に返却となります。たんまつ じどうせいと ひも
端末と児童生徒アカウントは紐づけされており、
どうにゅう かくしゅ
導入されている各種アプリケーションは、このたんまつ しょうかのう
端末でのみ使用可能です。しょうがっこう
小学校では6年間、ちゅうがっこう
中学校では3年間同じたんまつ つか
端末を使い、そつぎょうせい つか
卒業生が使っていたたんまつ
端末は、データを しょきか しん ねんせい つか
初期化して、新1年生が使うことになります。かてい しょう さい げんそくかく
家庭で使用する際は、原則各ご
かてい つうしんかんきょう つか
家庭の通信環境を使わせていただくこととなります。たんまつとう はそん かんしつ
端末等を破損、紛失した
ばあい べんしょう
場合は、弁償していただく場合がありますので、とりあつかい じゅうぶん ちゅうい
取り扱いには十分にご注意くだ
さい。

タブレットPCは、がくしゅうこうか がくしゅう たい しゅうちゅうりよく たか
学習効果や学習に対する集中力が高まるとも便利
な道具ですが、つか かた あやま じゅうだい じけん ま こ
使い方を誤ると重大な事件に巻き込まれる可能性もある危険
な道具でもあります。あんぜん
安全のため、きょういくいいんかい しょうりれき えつらん
教育委員会で使用履歴の閲覧をしています。お子
さまひとり
様一人ひとりが、かてい ただ
家庭で正しくタブレットPCを かつよう
活用するために、この「まつどし G
IGAスクールタブレットPC かつよう
活用ルール」をおこさま いっしょ かくにん
子様と一緒に確認していただき、
ほごしや みなさま ただ かつよう かんりほうほう
保護者の皆様も正しい活用や管理方法についてご理解 리카い
いただくとともに、おこさま
への指導をおねが
願いいたします。



まつどし

ぎ が す く ー る た ぶ れ っ と
G I G A スクールのタブレットPC

る ー る
かつようルール

れいわ3ねん5がつ

まつどしきょういくいいんかい

ぎ が た ぶ れ っ と GIGAタブレット かつようルール

1 つかうときのところがまえ

- (1) がっこうできめた ルール をまもって、タブレット をつかいます。
- (2) タブレット はがくしゅういがいのもくてきでつかいません。

2 つかってよいばしょ

- (1) がっこうとおうち

※おうちには、せんせいからいわれたときだけもちかえります。

そのほかのばしょでは、せんせいからいわれたときにだけつかいます。

3 つかうときのちゅうい

- (1) おとのおおきさやあかるさいがいのせっていは、かえてはいけません。
- (2) アプリケーション を インストール しません。
- (3) タブレット をもっていどうするときは、はしりません。おうちにもちかえる
とちゅうのつうがくろでは、かばんから出しません。
- (4) ぬれたてやよごれたてでつかったり、たべものやのみもののちかくで
つかったりしません。

4 かならずまもること

- (1) こじんじょうほうをまもる

- ・ じぶんの タブレット をほかのひとにかしたり、つかわせたりしないようにします。
- ・ じぶんの ID・パスワード をほかのひとにおしえてはいけません。
- ・ じぶんのなまえ、じゅうしょ、でんわばんごう、かおがうつったしゃしんなどを
インターネット にこうかいしてはいけません。
- ・ きめられた アカウント だけで ログイン します。

(2) ほかのひとのいやがることをしない

- ・カメラでだれかをとったり、こえやがっきのえんそうをろくおんしたりするときは、かならずあいてのゆるしをもらってからおこないます。
- ・インターネットにあいてをきずつけたり、いやなおもいをさせたりすることをかきこんではいけません。

(インターネットでいちどかいたものは、けすことができません)

(3) ほかのひとのつくったもの(え や おんがく)をかってにコピーしてつかってはいけません。

(4) がくしゅういがいではつかいません。

(どんなつかいかたをしているか、せんせいたちがかくにんをしています)

5 からだのけんこうのために

- (1) がめんにかおをちかづけすぎず、ただしいしせいでつかいます。
- (2) ながいじかんつづけてつかいません。30ぷんにいっかいはめをやすませます。
- (3) ねるじかんの30ぷんまえには、つかうのをやめます。

6 こまったことがあったとき

- (1) あやしいがめんがでてきたとき、すぐにせんせいやおうちのひとにつたえます。
- (2) タブレットをなくしたり、こわしたりしてしまったときも、すぐにせんせいやおうちのひとにつたえます。

7 ルールがまもれないときは、タブレットがつかえなくなります。